



山形県公報

平成30年6月20日(水)

号 外 (16)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) …… 1

告 示

山形県告示第498号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成30年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド(通称名Methoxyacetylfentanyl)及びその塩類
- (2) 2-({[2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ}メチル)フェノール(通称名25I-NBOH、2C-I-NBOH)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成30年6月21日

平成30年6月20日印刷 発行所 山形県庁
平成30年6月20日発行 発行人 山形県